

業種又は規模にかかわらず届出を要する機械等(安衛法88条1、2項)

提出期限: 工事開始の30日前
提出先: 所轄労働基準監督署長

	機械等の種類	左のうち届出を要しない建設物等	届出に係る関係法令		
1	ボイラー(小型ボイラーを超えるもの)	なし	ボイラー則10条,41条		
2	第1種圧力容器		ボイラー則56条,76条		
3	クレーン(つり上げ荷重3t以上のもの)		クレーン則5条,44条		
4	移動式クレーン(同3t以上のものの変更)		クレーン則85条		
5	デリック(同2t以上のもの)		クレーン則96条,129条		
6	エレベータ(積載荷重1t以上のもの)		クレーン則140条,163条		
7	建設用リフト(同0.25t以上でガイドレールの高さが18m以上のもの)		クレーン則174条,197条		
8	ゴンドラ		ゴンドラ則10条,28条		
9	有機則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置(移動式のものを除く。)	6月未満の期間で廃止するもの	安衛則88条,89条		
10	鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備又は局所排気装置、プッシュプル型換気装置				
11	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務に用いる機械又は装置				
12	特定化学物質のうち第1類物質又は特定第2類物質等を製造する設備				
	特定化学設備(特定2類物質又は第3類物質を製造し、又は取扱う設備)及びその附属設備				
	特定化学物質のうち管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備				
13	アクロレインに係る排ガス処理装置				
	排液処理装置(特化則第11条第1項)				
14	電離則第15条第3項の放射線装置(表示付認証機器又は表示付特定認証機器を除く。)、同項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は電離則第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設				
15	粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置				
16	粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置				
17	特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備				
18	動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。)				
19	金属その他の銹物の溶解炉(容量が1t以上のものに限る。)				
20	化学設備(製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が労働大臣が定める基準に満たないものを除く。)				
21	乾燥設備(安衛令6条8号イ又はロのものに限る。)				
22	アセチレン溶接装置(移動式のものを除く。)				
23	ガス集合溶接装置(移動式のものを除く。)				
24	軌道装置			組立てから解体までの期間が60日未満の期間で廃止するもの	安衛則88条,89条
25	機械集材装置(原動機の定格出力が7.5kWを超えるものに限る。)				
26	架設道路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のものに限る。)				
27	足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては高さが10m以上の構造のものに限る。)				
28	運材索道(支間の斜距離の合計が350m以上のものに限る。)	なし	安衛則88条,89条		
	型わく支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る。)	なし	安衛則88条,89条		